

かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会
会議録

令和5年3月17日 午後1時30分 開 会

出席委員

委員長	設 楽 健 夫
副委員長	櫻 井 健 一
委員	矢 口 龍 人
委員	佐 藤 文 雄
委員	岡 崎 勉
委員	来 栖 丈 治
委員	櫻 井 繁 行
委員	小 倉 博 生
委員	久 松 公 貞
委員	鈴 木 貞 行
委員	服 部 栄 一
委員	石 澤 正 広
委員	鈴 木 更 司
委員	塚 本 直 樹
委員	井 出 有 史

欠席議員

な し

出席説明者

市長公室長 横 田 茂

出席議会事務局職員

議会事務局係長	柏 崎 博 子
議会事務局主任	玉 造 泰 之

議 事 日 程

令和5年3月17日（金曜日）午後 1時30分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 発議第2号 かすみがうら市議会議員政治倫理条例の制定について
 - (2) その他
3. 閉 会

開 会 午後 1時30分

○設楽健夫委員長

それでは、時間となりましたので、かすみがうら市議会の政治倫理条例に関する調査特別委員会を開催させていただきたいと思っております。

こんにちは。委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、成立いたしました。

この委員会は、2005年の合併以来17年間にわたって制定されてこなかった政治倫理条例の制定に向けた大変重要な委員会であります。

タブレットのほうをご覧くださいまして、下のほうに書いてありますけれども、制定状況、県南地域はかすみがうら市を除き、全ての市町村が制定されている。最後にここに入っていくんですけども、一日も早く入っていけるように、議論のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまからかすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会を開きます。

本日の日程はお手元に配付してあります会議次第のとおりであります。

それでは、本委員会に付託されました発議第2号 かすみがうら市議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

初めに、発議第2号 かすみがうら市議会議員政治倫理条例の制定についての趣旨説明をお願いいたします。

○矢口龍人委員

ご苦労さまでございます。本日はありがとうございます。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

政治倫理条例とは、議員が自らの利害のために便宜を図ることがないように、自らが崇高な倫理観を持つことで、市民の皆様からの積極的な信頼を獲得することを目的として自らが定めるものです。不正やその疑惑を持たれる行いをしない、議員の地位を利用して金品を受け取らない、自分や近親者が経営する会社は、市が発注する工事や業務契約をしないとといった市民の皆様にとっては当たり前と思われる内容を盛り込んだものをかすみがうら市議会議員政治倫理条例として提案をさせていただくものでございます。議員諸侯のご賛同をお願い申し上げます。

○設楽健夫委員長

ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

最初に、進め方についてですが、タブレットのほうにも入ってますけれども、かすみがうら市議会議員政治倫理条例対照表、これを開いていただきたいと思います。

この矢口委員から提出されていますかすみがうら市議会議員の政治倫理条例、それを基本に議論をしていきますけれども、対照表として事務局のほうでつくっていただきましたので、この流れの中で議論を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、1ページの目的の第1条の項について議論をお願いしたいふうに思います。

提案者、補足ありますか。

○矢口龍人委員

別にありません。

○設楽健夫委員長

ありがとうございます。

それでは、この第1条につきましてご意見いただきたいと思います。

○櫻井繁行委員

委員長が説明あったように、対照表なんですけれども、左側が矢口委員が提出していただいたもので、右側のたたき台というのは、これは来栖委員のほうが出していただいたもので、また、これを比べながらという、全体の流れの確認なんですけれども、よろしいでしょうか。

○設楽健夫委員長

今、ご質問ありましたけれども、左側が矢口委員が提案された条例の内容でございます。右側は来栖委員のたたき台の資料をここに掲載してあります。この前提となっておりますのは、今年の議案が提出されていると思いますけれども、そこから流れは来ているので、よろしくをお願いします。

○佐藤文雄委員

付託されたのは、矢口龍人委員が提出したものだと思うんですね。ですから、その付託されたものに従ってやるというのが正常のやり方だと思います。意見があればいろいろ意見を言って、第1条、第2条と進めていけばよろしいんじゃないですか。

○設楽健夫委員長

それは最初に申しあげましたように、基本はかすみがうら市議会議員の政治倫理条例、付託された内容を基本にということで申しあげましたけれども、そのように進めさせていただきたいと思います。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、この第1条のところでご意見等ございましたら。

○櫻井健一副委員長

第1条のところでも赤くなっているところが相違するところになっておりますが、この文面を入れる、入れないというようなどころでご意見をいただけるといいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤文雄委員

いや、たたき台は別だと。付託されているやつは左側が付託されているやつだから、それに何かあったら、それに意見を言うというふうにやるしかないでしょう。たたき台は別だ。一体不可分か聞いたでしょう。でも、それに対しては答えてなかったんです。一体不可分だと言ってないわけですよ。付託されたのはあくまでも矢口龍人委員が提出したものが付託されたものだ。ですから、付託されたもの

に従って進めていくというのが筋ですね。

○櫻井健一副委員長

ということは、今のその赤いところがあることに対して、それがたたき台との違いというところで、特に何も無いというふうに矢口委員の案のままそのままいくというような解釈でよろしいということですよ。

○設楽健夫委員長

そのとおりです。

ご意見ございますか。

○櫻井繁行委員

調査委員会ということで、文言についても、せっかくなんで一言一句疑問に思うことがあれば質問をしていけばいいと思うんですけども、今回の令和5年第1回定例会の市長の政治倫理条例の制定、これは議案審査特別委員会では継続審査ということになりましたけれども、やはりこの第1条には受託者たるという文言が入っているんですよ。この文言を入れる、入れないによって何が変わるのかがちょっと今ここで自分が認識ができてないんですけども、そういったことというのをどなたに確認をすればいいのかとか。すみません、ちょっと細かいところで申し訳ないんですが、市長のほうも今回この文言が入っていますので、必要などころなのかもしれませんが、ちょっとご説明いただくとありがたいなと思ひまして。

○矢口龍人委員

入ってる、入ってないというお話ですけども、要するに市民の代表として、信託を受けてる議員のことを受託者というふうに言い回しします。ですから、これは要するに負託を受けてるということで受託者の市議会議員というふうに入れたんです。なくても市議会議員は受託されている人なんですけれども、改めてここへ付け加えたんです。

○設楽健夫委員長

よろしいですか。

○櫻井繁行委員

すみません、ちょっと細かいところで、受託者たるということで、負託を受けている我々特別職の市議会議員ということで理解をさせていただきました。矢口委員のほうから提出いただいたこの第1条、また、これが発議第2号ですから、こちらがベースになりますが、来栖委員が出されたたたき台のほう、その文言が入ってる、入ってないだけかもしれませんが、総論として違いがないといひますか、そういったところなのかなというふうに思ひましたので、私からの質問は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○設楽健夫委員長

分かりました。

そのほかご意見ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

なければ、第1条については、提案者が出した目的、これで進んでいきたいというふうに思ひますけれどもよろしくお願ひします。

続きまして、第2条、議員及び市民の責務の項に入っていきたいと思ひます。

ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。

○櫻井健一副委員長

すみません、ここの第2条第2項のところなんですけれども、市民に対する文言が書いてあると思うんですが、ここに関してなんですけれども、ここは市民の方が分かりやすくということで、もっと具体的な例として取り上げているような、奈良県の御所市というところの文面を見ましたところ、ちょっと読ませてもらうと、市民は自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚を持ち、これは市長と議員が一緒なんで、市長及び議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。これは前条第3号に規定する工事等の指名または選定の依頼、市職員の採用に關しての推薦または紹介の依頼、道義的批判を受けるおそれがある寄附行為、その他飲食の供与等、社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為というふうに具体的に書かれてあるんですけれども、こういう条例ができたときに、市民の方にも気をつけてくださいというような周知をするに当たって、こういう具体的な例を挙げたほうが分かりやすいというふうに私は思うので、こういう表記の仕方に、中身は変わらないと思うんですけれども、表記の仕方をちょっと変えてみるというのはどうかなということで提案させていただきたいと思います。

○設楽健夫委員長

分かりました。

今、提案がございましたけれども、これに対してご意見等よろしくお願いします。

○矢口龍人委員

議員及び市民の責務という点で、ここに今櫻井副委員長がおっしゃった内容を入れなくても、政治倫理基準の中に組み込まれておりますので、改めてここで2つダブって書く必要はないかなというふうに思うんですよね。かえって分かりづらくなってしまわないかと思っておりますので、倫理基準と条例の中でうたっておりますので、それで市民に理解してもらえないかと思っております。

○佐藤文雄委員

今、矢口委員が言いましたけれども、櫻井副委員長のほうでは、この奈良県の御所市のほうでは、あの基準についてはどういうふうに書かれているんですか。やっぱりダブって書かれているんですか。

○櫻井健一副委員長

佐藤委員ご指摘なんですけど、これはダブってではなくて、これ第4条になっているんです。この2条の中にこの文面を入れて、2つではないんですよ。なので、本市に言い換えますと、市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、と点があると思うんですけれども、この後に市民は、自ら主権者として市政を担いのところの後に、次に掲げる働きかけを行ってはならないというのをドッキングさせて(1)、(2)、(3)、(4)、(1)に関しては、本市のところは、ここはきっと4になるのかな。これは工事のところを言っている条項に変えていただくというようなことにさせていただければ、その下はこの例をここの第2条第2項の下に入れてしまうような形ですかね。だから、2つではなくて、これを文面を少しこっちのと合体させるというか、複合させて表記の仕方を変えるというような提案でございます。

○佐藤文雄委員

第4条じゃなくて、これを踏襲するとなると第2条というふうになるんですか。第4条が第2条、市民の責務という。御所市は議員及び市民の責務となっているけれども、これは議員と市民の責務というふうに言い換えてもいいんですか。

○櫻井健一副委員長

こちらの画面に出ているほうは、あくまでも奈良県御所市の抜粋でございますので、これを本市の条

項に当てはまるということであれば、今おっしゃられたように、第2条第2項のところに入れてということなので、ここの文面は幾らかいじっていかないといけないと思うんですけれども。

○矢口龍人委員

おっしゃることも分かるんですけれども、政治倫理基準の中に、今おっしゃった内容が入っていない場合には、それはやっぱり必要かもしれないんですけれども、ここでしっかりと第3条第1項第8号の間に全部組み込まれておりますので、私は今副委員長がおっしゃった市民に分かりやすくというお話ですけれども、政治倫理基準、ここは議員として守らなくてはならないよというふうなところを政治倫理基準の中に1つにしていけるのが分かりやすいんじゃないかと思うんですよね。

○櫻井健一副委員長

分かりやすくというのはどうしてかといいますと、広報紙等でこういう働きかけを議員に対してしてはいけませんよというような啓発を今後していくような動きがあるのかなと思うんですけれども、そのときに具体例が挙げられていたほうがより分かりやすいというような意図で、文面とか文脈というか、指しているところは一緒なんですけれども、見た市民に分かりやすくするための処置としていかがかなというような提案でございます。

○佐藤文雄委員

今、櫻井副委員長が言ったようなのでは、やっぱり市民ということ、市民の人たちにも、議員じゃなくて、市民に対してきちっと啓発するという意味ではやっぱりいいんじゃないかなというふうに私は思いますね。こういう非常に明確ですから、第2条第2項のほうにこれを入れるという、これは書いてあるけれども、これをうまくかみ合わせて入れていけばいいんじゃないかなと思います。

○設楽健夫委員長

この政治倫理基準の中に、今ここに書いてあります、1、2、3、4の項目、その中で工事等の指名または選定の依頼とか、市職員の採用の問題、あとは道義的批判を受けるおそれのある寄附行為というのは盛られているんですが、今話が出ていますのは、市民に対して説明していく上で、もう少しはっきりとしていったほうがいいんじゃないかという意見が出されています。

そのほかご意見等ありましたらよろしくお願いします。

○来栖丈治委員

私も今の佐藤委員がおっしゃったようなことで、これ、市民が分かりやすくしたほうがいいんじゃないかなという意見に賛成です。提案者の矢口委員が第3条とタブるということだと思うんですが、第3条は議員に対して、議員はと言い切っているの、市民には関係ないよというふうに取れてしまう文面になってしまうと思うので、第2条に櫻井健一副委員長が提案したようなことを入れておいたほうが親切じゃないかなというふうに感じます。

○設楽健夫委員長

暫時休憩します。 [午後 1時52分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時59分]

この第2条第2項にこれを、今、櫻井副委員長から提出されています市民の責務の第2項として入れ替えます。第2項、市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚を持ち、議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。(1) 3条1項(6)に規定する工事等の指名または選定の依頼、(2) 市職員の採用に関しての推薦または紹介の依頼、(3) 道義的批判を受けるおそれのある寄附行為、(4) その他飲食の供与等社会通念上疑惑を持たれるお

そのある行為に入れて替えていくということによろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員

今の委員長がおっしゃったとおりでいいんですが、3条の前にきっと第が入るのかなと思うんですね。(6)じゃなく、第6号というのが正しい。

○設楽健夫委員長

今の話は(1)の3条の前に第を入れると。(6)ではなくて第6号に修正する。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、議員及び市民の責務の項については、第2項を先ほど確認いただいたように入れ替えていくということでまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、続きまして、政治倫理基準の項に入っていきます。第3条です。この項につきましては第8号までありますけれども、この項について提案者、補足ありますか。

○矢口龍人委員

別にありません。

○設楽健夫委員長

ご意見求めたいと思います。

○櫻井繁行委員

政治倫理基準、第3条のところに入ってきていると思います。正直言えばここが我々に関する一番非常に大事なところであるというふうに思いますので、意見を述べさせていただきます。

まず、第6号という言い方ですかね。市が発注する工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約と、これは非常に具体的でよろしいと思いますし、これは市長が提出をされた政治倫理条例でも全く同じものに入っておりますし、より具体的にたたき台と比べても、ここに関しては、第6号についてはこのままでよろしいのではないかなというふうに思います。

○設楽健夫委員長

ありがとうございます。

そのほかご意見いただきたいと思いますが。

○櫻井健一副委員長

すみません、(8)のセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントとあるんですが、ハラスメントって今後結構項目が増えていくと思うんですけれども、この表記だと限定なので、全てのハラスメントというふうに置き換えるということはいかがなんでしょうか。

○矢口龍人委員

このその他をその他に、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント以外のものをその他というふうに入っておりますので、そして、またその地位を利用してはならないということになっております。その他という言葉で全体を入れてあります。

○佐藤文雄委員

ハラスメント等などその他というふうに等を入れたらどうでしょうか。

[「そのほうがいい」「賛成」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

佐藤委員のご提案は、ハラスメントの後に等を入れる。よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

その点については等を入れていきたいと思います。

そのほかありませんか。

○櫻井繁行委員

矢口委員のほうの提出していた発議2号のこの政治倫理基準、8項目というか、8号を出されております。これは非常に大切なことであると思いますし、私も賛成なんですけど、今回、市長のほうの政治倫理条例のほうで、これもちょっと議案審査でも議論になりましたけれども、7番項ですか、特定の新聞、雑誌もしくは機関紙の購読またはパーティー券の購入を強要しないこと。これもこの発議2号の左側と比べると7番を削除してこの文言を入れていたと思うんですよね。これは私の考えですけども、発議2号の(7)市の機関の公正な職務遂行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと、この文言もやっぱり残したほうがいいと思うんです。この(7)の今の発議2号の文言を残しながら、(9)として新たに市長が提案をした7号ですよ、特定の新聞、雑誌もしくは機関紙の購読またはパーティー券の購入を強要しないこと、この文言を(9)として入れたらいいのではないかなというふうに思いまして、意見をさせていただきます。

○設楽健夫委員長

ありがとうございます。

今の話は、市長等の政治倫理条例の中にあります(7)で、特定の新聞、雑誌もしくは機関紙の購読またはパーティー券の購入を強要しないこと。これを(9)として入れたほうがいいんじゃないかというご意見です。いかがでしょうか。

○佐藤文雄委員

これは市長に対してだと思っただけですよ、この(7)というのは。このパーティー券とか、そういう購入を強要しないということは。この前、私も言いましたけれども、議員ですから、議員の政治活動の自由とか、思想信条の自由、こういうことはこの特別扱い、これを入れてしまうとかなり制限されてしまうんですよ。非常に難しい、扱いが。私はそう思うんで、入れなくていいんじゃないかなと思います。これは市長のほうにはあって当然だというふうに思いますけれども、以上。

○設楽健夫委員長

今、必要ないんじゃないかと。入れないほうがいいんじゃないかという意見が出てきましたけれども、ご意見求めます。

○久松公生委員

今のお話ですけども、たしかこの市長に入ってます(7)、今のお話ですが、昨日の議案質疑の説明でもあったと思うんですが、これは実際つくば市議会議員の倫理条例で入っている文言と思いますので、市長とは言わず、議員、つくば市に当たってはつくば市議会議員の政治倫理条例にこれは入ってますので、あってもいいのかなと思います。

○設楽健夫委員長

暫時休憩します。 [午後 2時11分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時16分]

○佐藤文雄委員

これはつくば市のほうにあるから入れろという話だと思うんだよね。入れたらいいんじゃないかと。市長に対しては必要かなと思いますが、議員の場合は非常に判断が難しい。私がこの前、たたき台のことで話ししましたけれども、これは判断するのはどうなのかということなんで、判断があまりにも難し過ぎると、非常に倫理条例そのものに縛られた場合に、どこをどういうふうに理解すればいいのかということが出てくると思うんだけど、どういうふうに思いますか。

○設楽健夫委員長

暫時休憩します。 [午後 2時17分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時30分]

暫時休憩します。 [午後 2時31分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時40分]

先ほどご意見ありましたけれども、市長等の政治倫理条例は継続審査というふうになっていますけれども、この議員の政治倫理条例については、議員の政治倫理条例として2日間の委員会の中でまとめて、そして24日の本会議のほうに提案していきたいというふうに思っておりますので、皆さん、頑張って議論を進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、今は第3条の議論を引き続き続行していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○櫻井健一副委員長

今の櫻井繁行委員と、あと佐藤委員のほうのお話の解釈なんですけれども、市長のほうに入っている庁舎内で職員に対してというような文言はつくば市にも入ってますよと。こっちのかすみがうら市で制定するに当たって入れたほうがいいんじゃないかというような櫻井繁行委員の案に対して、佐藤議員は、この(7)と(8)のところにある市の機関の公正なところと、あとセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントというような文言があれば、これで十分ではないかというようなところが争点になっていると思うんですけれども、これに対して皆様のご意見をお聞きして、今趣旨として設楽委員長がおっしゃってましたけれども、24日に可決ができるようなところを目指しての委員会ですから、それに対してご意見を言っていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○岡崎 勉委員

私は佐藤委員のことを責めるわけではないんですけれども、せっかくですので、この文章はいいというふうに思います。私の考えです。強要しないということですから、できれば文章を入れていたほうがいいと思います。

○小倉 博委員

今回ちょっと佐藤委員の名前出てましたけれども、実際に今こういう時代の中で、いろんな主義主張というか、個人の主張があるわけなんですけれども、思いはそれぞれに違うことはあるんですけれども、私もそういう新聞を出すこともあると思います。そのときに、こうこうこうだといういろんな主張ですから、みんなに読んでほしいということはあると思うんですけれども、やっぱり強要という言葉がなければ、来栖委員のとき、たたき台で一切の行為をしないこと、これ、またいいことを進めて広げたいということもありますし、明らかにを全部駄目ですということを決めないで、やっぱり倫理ですから、さっき言ったように難しい判断なんですよ。みんながやっぱり駄目だよということ駄目なんです。文言で決まったものは分かるんですけれども、やっぱりもう少し含みを持って、無理強いしない。お願いく

らいな気持ちで収まるような落としどころがいいんじゃないかと思って、ここで言う8は付け加えて、強要をしないと、そういう言葉で収めれば一番いいのかなと思うんですけども。9をつけて、一切の行為をしないとことじゃなくて強要をしないと落としどころがいいんじゃないかと私は思います。

○設楽健夫委員長

今の議論は、市長のほうの(7)ね。この項目について、議員のほうにも入れるべきじゃないかと。入れたほうがいいんじゃないかという議論になっています。このことについて意見を求めたいと思います。

○久松公生委員

今のお話ですけども、市長のほうの倫理条例は継続審査ということで、この(7)がどういうふうになるかというのがちょっとまだ分からないところはあるんですが、今の現状で言いますと、足並みそろえる意味でも、かすみがうら市は市長も議員もこの部分は別々な制定ですけども、必要な文言が入ってますので、いいんじゃないかというふうに考えます。

○設楽健夫委員長

そのほかございますか。

○矢口龍人委員

このパーティー券の購入というのはあまり議員には該当しないんじゃないかなと思うんですけども、これは誰かよその方を受けて、それを要するに職員に売りつけるとか何とかという行為のことなのか。

○設楽健夫委員長

今の意見に対してご意見。

○櫻井健一副委員長

私なんかは党に属してますので、政治資金パーティーなどはございます。それを僕がこういういつつやりますよと言って職員さんとかに庁舎内でどうですかというようなセールスをするというのがここに当たるのかなという解釈をしますけれども。

○設楽健夫委員長

今、櫻井健一副委員長が自らの政党のパーティー券の話が出されてましたけれども、ご意見どんどんお願いします。

○鈴木貞行委員

市長のほうには特定の新聞とか書いてありますけれども、私は庁舎内というのはやっぱり入れたほうがいいんじゃないかなと思います。やっぱり公務中に特定の新聞とか、そういうのを売ったり何かするということは、時間内でやっていることはちょっとまずいんじゃないかなと思うんですけども、だから、市長のほうにも自分としては庁舎内とかを入れたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。

○設楽健夫委員長

ただいまの点は、市長の第7号ですか。記載されている頭に庁舎内におけるという文言を入れたほうがいいんじゃないかという意見が出てきました。

そのほかございますか。

○久松公生委員

庁舎内と共通したのかもしれない公共施設においてとかというのでもよろしいんじゃないか。

○佐藤文雄委員

従来いろんな情報を市の職員が取り寄せて、それを読んで判断をするという、それは新聞だって同じ

なんですよ。新聞読むなとか、そういうことになっちゃうんですよ。だから今拡大解釈がどんどん進んじやうですよ。それが非常に恐ろしいという感じですよ。そういうふうに規制をする。どんどん規制をする。だから今言ったんだけど、そういう庁舎内の問題言ったでしょう。これ、後でコピーして渡してもいいと思うけれども、国際勝共連合がそういう組織的にやっているんですよ。同じことになっちゃうんだよ。そういうことは今やめたほうがいいと思いますよ。必要だったらいいですよ。必要だったら、これ回して。

○設楽健夫委員長

暫時休憩します。 [午後 2時53分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時58分]

○櫻井繁行委員

今、佐藤委員のほうから、僕もこれは初めて見た収支報告書で、国際勝共連合茨城県本部のほうの陳情ですか。川崎市の事例を初めて見させていただきました。これは本当にひどい事例だと。強要、職員が購読しているのではなくて、させられていることに驚愕したというような文言もありますけれども、こういったことはもちろんかすみがうら市ではないと私は解釈をしておりますが、やはり特別職の我々も負託を受けている以上は律するという意味で、少し文言は柔らかくなるかもしれませんが、特定の新聞、雑誌もしくは機関紙の購読またはパーティー券の行為を強要しないことと。やはりこの文言は（9）として追記をする必要があるのではないかと思いますので、重ねて私の意見とさせていただきます。

○設楽健夫委員長

そのほかございますか。

○来栖丈治委員

私、職員として仕事をしていたときもありますし、いろんな方から話を聞いたり、見てきたというようなこともあります。できれば私の思いとしては、公共の仕事をするところで、できるだけ時間を取られないでいいような形で、私としては庁舎内でそういう行為が行われないように自粛してもらおうというようなことが一番いいのではないかなと思って、自分の考えとして話をしておきたいと。

○佐藤文雄委員

この前も言ったように、本会議で言いましたけれども、あなたの活動報告に書いてあるんだよ。職員がいろんな情報を知り得る。そのことが市民のためになるという場合は、十分にその時間を取って、調査をしたり、情報を収集する、このことが必要だと思うんですね。それが例えば今あなたが言っているような新聞赤旗、このことを指しているんじゃないかなと思うんだよ。あたかも私がやっているというふうに言っていると思うんだけど、そういうふうな情報をきちっと職員が有益にやるというのはどんな新聞であれ、必要なときにはその職員の個人の判断でやることだということなんですよ。ですから、個人の思想信条の自由というのは守らなければならないということなんです。それと、議員としての政党としての役割としては、政治活動の自由というものはあるし、また、庁舎内での活動というのは、庁舎内に入っちゃ駄目だということじゃないんですよ。そういうことをちゃんと理解してもらいたいと思うんです。

ですから、この項目を入れようとすると、非常に特定の政党という形で、1つの攻撃材料になってしまわないか。私はこれは賛成できないというのを前提に話ししているのかなというふうに逆に思っちゃうんだよ。私は今言ったような原案にある（7）と（8）、この市機関の公正な職務執行を妨

げ、その権限または地位による影響力を不正に行使するように働きかけをしないこと。強制し、または圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。これで全て当てはまるんだよね。ぜひそういうふうに理解してもらいたいなというふうに思います。

○設楽健夫委員長

市長等特別職の政治倫理条例の（７）、これを入れる、入れないという話で議論が進んできているんですけども、今の状況の中では、意見は大体今佐藤委員が言われた（７）、（８）、このことで規定しているという話が１つ。もう一つが、行為を強要しないことという文言を入れたほうがいいんじゃないかという意見に分かれているんですけども、ここの判断は、私、最初に申し上げましたけれども、政治倫理条例は制定されてないのは県南はこの市だけです。そういう意味では、今つくば市の意見が出されてきましたけれども、土浦市とか、あるいは石岡市とか、そういう市町村においてどういうふうな形で政治倫理条例が制定されてきているのかということを考えてみると、やはりここでいろいろ入れないで議論しているというのを、ここはまとめていかなければならないというふうに思うんですね。そういう観点でちょっと議論をしていただきたいんです。

○櫻井健一副委員長

先ほど例に出ましたつくば市の政治倫理条例には、この今制定しようとしている同市の（７）と（８）の項目に当たるセクシャル・ハラスメントとか、そのハラスメント系のところは入っていないのかなと思いましたが、こういう明確な表現で入れたのかなというふうなふうに思うんですけども、もう一度ちょっとつくば市の資料を見てもらって判断してもらおうことというのはいかがでしょうか。

○設楽健夫委員長

今、櫻井健一副委員長のほうから、お手元に配付されています、つくば市議会議員政治倫理条例、その中に、今、矢口委員のほうから提案されている内容についての（７）、（８）ですか。（８）は入ってないですね。あと（７）に当たるものがなくて、（８）の特定の新聞云々という項目が出されてきている。ということで、そのことも含めて議論を進めていったほうがいいんじゃないかという意見。

○櫻井繁行委員

佐藤委員のほうからもご意見ありましたけれども、結局これは入れるか、入れないか、おのおのの主張があって、堂々巡りになってしまうと思います。私からすれば、やはり文言を追記をしてせつかく作るのであれば、これは政治倫理条例というのは基本的にひよっとすると、それに困っている職員さんがいる可能性もあるので、そういった職員を守る、保護する意味もあるのかなと。職員を務められた来栖委員のお話も聞いていて、余計そう思いました。そういったところで、入れる、入れないはおのおのまた文言の表現の仕方、表記の仕方についてもおのおの皆さん意見があると思いますが、まずはこれを入れるのか、入れないのか、そういったところで考えていただいて、委員長、進めていただければ、またこの次の項目に行けるのかと。これは、あとは週明け20日でおおよそのこの修正議案をつくって、24日採決まで持っていきたいという、先ほど委員長のお話もあったので、そういったところで委員長のほうでしっかりまとめていただけるといいのかなと思いましたが、意見をさせていただきます。

○矢口龍人委員

大分議論も活発化しておりますけれども、取りあえず、この件に関してはこのまま保留にさせていただいて、採決ではなくて、次の条例のほうに移っていただいて、また後ほど採決という部分を探ったらいと私は思いますので、お話しさせていただきます。

○設楽健夫委員長

ということで、今議論が平行線をたどっていますので、先の条項について議論を進めていって、また、

今のこの（７）を入れるかどうかということについては、一応ペンディングということで、その先に議論を進めていくのがいいんじゃないかという話が出ましたけれども、いかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、そうさせていただきます。

続きまして、第２項ですね、この項目についてのご意見ということです。ございますか。

○櫻井繁行委員

これ、今発議第２号で出していただいた、地方自治法を出してきたんですけれども、第221条第３項、この法人というのは普通地方公共団体が出資している法人ということで、これはたたき台のほうには入ってなかった項目なんですけれども、やはりかすみがうら市というのは、皆さん御存じのように、第三セクター、三セクでありますよね。未来づくりカンパニーもあります。そういったところが抵触をしてくると思いますので、やはりこの第221条第３項の法人、そして、この下の地方自治法の第284条ですよ。この第１項に対する組合というのは、これは一部事務組合、そして広域連携している基本的に一部事務組合のことだと思うんですけれども、ここに抵触すると思いますので、我々議員にも必要な文言かなと思ひまして、ただ、この第８号までというのは、もし承認がいただければ、第９号が増えれば第４号から第９号という形で、少しここはフレキシブルになってくるのかなというふうに思いますので、お含みおきをいただければと思ひて発言をさせていただきました。

○設楽健夫委員長

この第８号のところは議論がペンディングになっていますから、ここは一応マルにしておいてください。空欄に。変更がある可能性があるということで。よろしいですか。

○櫻井繁行委員

何度もすみません。ちなみにこれ、提案者の矢口委員にお聞きしたいんですけれども、結局は僕の今の解釈でよろしいですかね。地方自治法の第221条と第284条第１項、この２項目の地方自治法なんですけれども、そういった解釈でよろしかったですよ。

○矢口龍人委員

お答えをいたします。

今、櫻井委員のおっしゃった第221条の第３項の法人は、本市が設立並びに資本金等を２分の１以上を出資している社団法人、財団法人、株式会社、また本市が設立並びに資本金等を４分の１以上、２分の１未満を出資している社団法人、財団法人、株式会社、うち条例で定めるものです。第284条第１項の組合は、一部事務組合と広域連合となります。

○櫻井繁行委員

解釈的には一緒。

○矢口龍人委員

一緒ですね。

○設楽健夫委員長

今、提案者と櫻井繁行委員が発言していただいた内容については同一ということの答弁がありましたので、よろしく願います。

○設楽健夫委員長

この第２項はよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

第2項についてはこれでいきます。

あと、第8号のところはマルにしておいてください。

次の第3項のほうに入ります。どなたかご意見よろしくお願ひします。

○櫻井健一副委員長

規定するかすみがうら市という、このかすみがうら市というところが政治倫理審査会の前についてますけれども、これは入れても入れなくてもいいのかなとは思ひうんですけれども、その後の（以下「審査会」という。）というところがここに入ってますが、これはこの後の第5条の一番最初のところに重複してしまっているんで、こっち側は抜いたほうがいいと思ひます。

○矢口龍人委員

第5条、審査会を置くという、逆に後のほうを省いたほうがいいですかね。

○設楽健夫委員長

暫時休憩します。 [午後 3時16分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時18分]

第3項の項目になりますけれども、3ページ、上の「かすみがうら市」と「以下「審査会」」については削除するということだ。これでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

そういうふうには削除するということにしますんで、よろしくお願ひします。

次に移ります。

市の工事等の契約に関する遵守事項、第4条のほうに入ります。第4条の第1項ですね。

提案者、補足ありますか。

○矢口龍人委員

別にございません。

○設楽健夫委員長

ご意見求めます。

暫時休憩します。 [午後 3時19分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時20分]

第4条の第1項ですけれども、矢口委員の提案されている議案のとおりで進めたいと思ひますけれども、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員

あともう1点。すみません、第4条の第2項のところのちょっと各委員の皆さんとコンセンサスを取りたいなと思ひて発言させていただきます。本人等が年額300万円を超える報酬という書き方があると思ひうんですけれども、これはたたき台の発議第2号も変わらず、この300万円ということは私ももちろん賛成なんですけれども、この報酬と給与という考え方もできると思ひうんですよね。ちょっと報酬と給与という定義を調べたというか、ネットで引くと、結局給与というのは、雇用関係にある社長と従業員の関係での給与体系、報酬というのは、我々のような特別職、雇用契約がなく、例えば役員報酬なんか

もそういうことに当たると思うんですけども、そういったところの解釈でよろしいのか、もし間違っていれば教えていただきたいなと思ひまして、ちょっと発言をさせていただきました。

○矢口龍人委員

お答えいたします。

この300万円に関しましては、所得において300万円未満の場合は雑所得とされております。300万円を超えた場合は、主たる所得として社会通念上の事業と称する事業所得と解釈されております。ということで300万円ということにしました。

○設楽健夫委員長

今の話は役員報酬ということでいいんですかという。

暫時休憩します。 [午後 3時22分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時24分]

今第2項の項目に入っていますけれども、第2項の項目はこのままでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

続いて、第3項の項目に入ります。

第3項についてご意見を求めます。第3項、第4項、第5項一括でやります。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

これでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

これでよろしいですか。第3項、第4項、第5項は原案どおりということで行きます。

次、政治倫理審査会の設置、第5条。

事務局のほうから説明があるということですので、暫時休憩とさせていただきます。

暫時休憩します。 [午後 3時25分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時44分]

政治倫理審査会の第5条は、福山市の審査会の設置及び会議の項目を活用してつくり直すということで進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

そのことについては一任をお願いします。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

次に、市民の調査請求権、第6条に入ります。

第6条第1項と第2項について進めますので、意見を求めます。

提案者、矢口委員、補足説明をお願いします。

○矢口龍人委員

この市民の調査請求権で、選挙権を有する市民500分の1ということなんですけれども、これは我が市

の場合は、今現在だと68名の署名ということにさせいただきたいなと思います。その根拠は、住民監査請求の有権者数では50分の1ということで、680人。それよりも10倍軽くして500分の1ということにしましたので、68名です。ちなみに土浦市は100名で、石岡市は200名でございます。

○佐藤文雄委員

住民監査請求じゃないよね。条例制定じゃない。

○矢口龍人委員

住民監査請求、有権者の50分の1って。

○佐藤文雄委員

いや、条例制定じゃないの。今、住民監査請求とは関係ないということだよ。1人でもできるんだから。

○矢口龍人委員

地方自治法の住民監査請求は有権者の50分の1と法にある。

○佐藤文雄委員

住民監査請求は1人でできるんだよ。

条例制定請求だよ。例えば合併の条例をつくれというやつじゃない。あとは住民投票をやれという、そういう条例の制定が50分の1だよ。

○設楽健夫委員長

暫時休憩します。 [午後 3時49分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時03分]

先ほどの50分の1のところについては、今ちょっと調べてもらっていますので、後ほど説明させていただきます。

○設楽健夫委員長

第6条第1項については後ほど再討論とします。

第2項の議長は、前項の請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて、審査会に調査を求めるものとする。これでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、次の議長の調査請求権の項目に入ります。第7条、この件についてご意見よろしくお願ひします。

提案者から補足、お願いします。

○矢口龍人委員

議長にこういう権限を持たせるというのは、我々の議員の代表なんで、やはりそのぐらいの権限を持っていただいて、しっかりと議員のほうも見ていただきたいというふうな思いもありまして、出させていただきました。よろしくお願ひします。

○設楽健夫委員長

ご意見お願ひします。

○矢口龍人委員

付け加えますと、政治倫理審査会が審査はしますので、あくまで議長は依頼があったり、政治基準とか条例違反があるような疑いがあるようなときは、それを政治倫理審査会に審査を依頼するということ

でございますので、別に議長が審査するわけではございませんので、お間違いにならないようにしてください。

○設楽健夫委員長

という説明がございましたが、よろしいですか。

○櫻井繁行委員

これは市長が上程された第7条の大見出しについては、たたき台となる市の工事等の契約に関する遵守事項の違反行為に関する処置というのがあるんですけども、これは文言が議長の調査依頼権に発議第2号がなっているので、こちらでいいというふうに私も思うんですが、これは何かこの大見出しにしている市長の政治倫理条例のほうの意図とういのは何かあったのかなというのが気になったので、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

○設楽健夫委員長

今、市長等の政治倫理条例のほうについては、市の工事等の契約に関する順守事項の違反行為に関する措置というふうに記載してありますが、矢口提案者のほうは、議長の調査依頼権というふうに記載してありますけれども、この違いについて。

○櫻井健一副委員長

今のこの上の表記の括弧のお話だと思うんですが、これ、矢口案のほうでは、政治倫理基準または遵守事項に違反している疑いがあるときとなっております。その隣の来栖委員のほうは市の工事等となっておりますが、矢口案のところでは政治倫理基準という第3条のところと第4条を指して言っているんだと思うんですね。それで、来栖案のほうは第4条だけを言っているの、市の工事の契約等に関するというのはこの上に来ているというような違いがここに出ているんだと思います。

○設楽健夫委員長

暫時休憩します。 [午後 4時09分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時10分]

今市長公室長来られましたので、その説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

○市長公室長（横田 茂君）

この500分の1というのは、自治法で直接請求という章があるんですね。この直接請求というのはいわゆる条例の改廃ですとか、事務の監査請求とかがある。こういうものを指すんですけども、これの所要の署名数というのは50分の1以上と、こう法律で規定されているんですね。これを1つの基準として流用させていただいたということです。これを本市に当てはめると、この50分の1の署名ですと600何人とか700何人が必要だということで、これはちょっと他市の必要な署名数から考えますと、かなり厳しめということになりますので、市長等の意見もお聞きした上で、これをさらに10分の1に緩和して、500分の1ということになりますと、60名とか70名とか、68人ということだそうなんです、他市の例を見ると、100人という署名数に規定をしているところもありますので、それよりも若干緩和しているというようなことで、大体基準となるラインではないかなという判断はありまして、規定の仕方は有権者数の500分の1という規定の仕方を採用させていただいたということでございます。

○設楽健夫委員長

ありがとうございました。

よろしいですか。ほかに質問ありますか。

○櫻井繁行委員

市長公室長、せっかくなので、住民監査請求というのは何人で、有権者の何人とかと、ちょっとこのQ&Aで文言が間違っ、住民監査請求は有権者の50分の1となったんで、これが直接請求50分の1なんでしょうけれども、ちょっとそこも教えていただいでよろしいですか。せっかくなご臨席いただいたので、以上です。

○市長公室長（横田 茂君）

事務の監査請求は50分の1ですけれども、住民監査請求については1人でも有効です。

○櫻井繁行委員

分かりました。

○設楽健夫委員長

ありがとうございました。

それでは、先ほどの第6条の件ですが、500分の1の連署とともにという記載がありますので、これでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、ここに記載してあるとおり、500分の1以上の連署とともにということで、市民の調査請求権の項についてはこれでいきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

続いて、先ほどの第7条、議長は、これは付け加えるということでオーケーでよろしいですか。幅が広がりますけれども、よろしいでしょうか。

○櫻井繁行委員

逆にこれは市長の政治倫理条例についても、我々市議会の政治倫理条例と同じような形で、ぜひ持っていけるように足並みはそろようように、委員長のほうからもご助言いただけるとありがたいなと思ひまして、これは私からの要望なんです、よろしくお願ひいたします。

○設楽健夫委員長

はい、分かりました。市長等政治倫理条例のほうについても、議長の審査依頼権に倣って、政治倫理基準遵守事項及び政治倫理基準の2項目として訂正を要望しているというふうにさせていただきます。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

続きまして、審査会の調査、第8条の項に移っていきますけれども、この項についてご発言お願ひします。

提案者、補足ございますか。

○矢口龍人委員

審査会の調査で第8条、審査会は、これ第5条を第6条に訂正いただきたいと思ひます。

○設楽健夫委員長

今、提案者のほうから審査会は第5条とありますが、第6条に訂正をお願ひします。

○設楽健夫委員長

暫時休憩します。 [午後 4時18分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時19分]

この審査会の調査については、第5条を第6条に訂正していただきまして、この第8条の要件についてはこれでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

次に進みます。

議員の協力義務、第9条について意見を求めます。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一副委員長

冒頭等の審査会からの求めがあるときはというのと、要求があるときはという、その表記の仕方についてはいかがでしょうか。

[「どちらで異議なし」「どっちでもいい。求めでいい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

今、この項の赤字の求めの要求という案のほうがいいのではないかという意見が出ましたけれども、いかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

発議案のとおりに求めで、このままで議員の協力義務については整理したいと思いますけれども、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

続きまして、贈収賄罪の第1審有罪判決宣告後における説明会、第10条第2項、第3項、第4項までご意見求めたいと思います。

発議者、補足をお願いします。

○矢口龍人委員

別にありません。

○設楽健夫委員長

この項については赤字で書いてあるところがありますけれども、議長あるいは500分の1の連署をもってという記載がありますけれども、ご意見求めます。よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、このままで整理したいと思います。

次に移りたいと思います。

違反措置等、第11条の項に入ります。この項について補足説明ございますか。

○矢口龍人委員

特にございません。

○設楽健夫委員長

それでは、ご意見を求めたいと思います。

○来栖丈治委員

議会報等で公表する考え方なんです、議会報というのはあまり見られていないので、市報とか何か

に対しても掲載するというような意味合いで等がついているのかどうなのか、その辺確認したいと思います。

○矢口龍人委員

そんなに大々的に広報しなくてもいいとは思っているんですけどもね。要するに不祥事があった場合、議会報告でいいのではないかと私は感じてますけれども、皆さんの中でご審議いただければと思います。

○設楽健夫委員長

今、議会報あるいは広報という2つのご意見がございましたけれども、いかがいたしますか。

○来栖丈治委員

分かりました。等は幅広く考えることで、私もいいんですが、現実的に言うと、何かあったときには自ら公開するというか、そういう役所の中の姿勢というか、そういうものもあるので、できれば狭くというんじゃなくて、後で持ち込まれて、発表するよりは、分かったときには議会報プラス市報でも出したほうがいいんじゃないかなと私は思っているの発言ですが。

○設楽健夫委員長

ご意見お願いします。議会報プラス広報ということだよ。

○櫻井繁行委員

政治倫理条例の明記の仕方の問題だと思うんですけども、議会報等ということでインクルード、含みというところで、その辺は臨機応変に考えていければいいのかなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○矢口龍人委員

いいですか、私も1つ意見ね。市政報告は、市報はそういうペナルティとか、そういうのを出すようなものではないんじゃないかなと思うので、お知らせなんで、その辺のところは考慮していただきたいなというふうに思います。

○設楽健夫委員長

内容によっては議会報等ということで扱っていくという記載があるので、これでいいのではないかと話でしたけれども、いかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

続きまして、第12条、委任の項に入ります。

この件についてご意見求めます。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

続きまして、附則の項についてよろしいですか。

提案者、補足をお願いします。

○矢口龍人委員

このとおり施行日は議決いただければ、議決と同時に施行されるということでございます。

○設楽健夫委員長

よろしいですか。

これでご意見求めます。

よければ、このとおり整理していきたいと思えますけれども、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

分かりました。

以上で全部の終わってない項目が1つ。第3条の項で、(8)の下に市長等の政治倫理条例の同じ項の(7)を入れるかどうかということについては、まだ議論が残っているんですが、この項についてどういうふうにまとめていくかご意見を求めます。

○来栖丈治委員

今の件はそれでいいんですが、私、市長の倫理条例のときに幾つか加えたらどうかという提案をいたしました。私は第5条、第6条、第7条に新しい条項を加えてはどうかという考え方を持っています。それは、指定管理者の指定の禁止というのが1つ。もう一つは、社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項というのが1つ。もう一つ、市税等の納付状況の報告というのを、この3つを6、7、8と加えてはどうかというような考えを持っているので、話をしたいと思えます。

市長の条例制定のときにそういう注文を私の意見として9号をつけた経過があります。ですから、議会議員においても5条、6条、7条という形で指定管理者の指定の禁止と社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項を加えて、市税等の納付状況の報告というのを入れてはどうかという提案です。

○設楽健夫委員長

具体的に追加条例の提案ということで、もし文書であれば。

提出をお願いします。それは今提出できるの。20日にやりますか。

○設楽健夫委員長

暫時休憩します。 [午後 4時33分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時46分]

追加の提案になりますけれども、来栖委員、お願いします。

○来栖丈治委員

中段に上から8行目かな、市長の政治倫理条例で加えてはどうかと話した内容と入っているものです。これでは指定管理者の指定の禁止ということで第5条を加えたいという考えです。議員の配偶者もしくは一親等の親族もしくは同居の親族もしくは議員等(以下、「本人等」という。)が役員をしている企業または自主的に経営に携わる企業は、法第224条の2第3項に規定する指定管理者となることができない。ただし、ほかに適当な指定管理者がない等、やむを得ない事情のあるときはこの限りではない。

次に、社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項、第6条として、議員は、市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人または学校法人(以下「社会福祉法人等という。」)について、報酬を受領する役員に就任しないよう努めなければならない。

2項で、議員は、前項に規定する社会福祉法人等について、報酬を受領しない役員に就任したときは、当該事実を証する資料を添付した届出書を議長に提出するものとする。

3項、議長は、その動きを議会報等で公表するものとするがこれです。

あと、別のものなんですが、手書きで書いてあるやつです。それを中段から下ですね、市税等の納付状況の報告、第7条として、議員は毎年6月1日から6月30日までに市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の前年度の納付状況を記載した税等納付状況報告書(以下「納付状況報告書という。」)に議長が別に定める証明書等を添えて、議長に提出しな

ければならない。

2項、前項に規定する納付状況報告書の提出期限後に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条または第113条の規定により行われた選挙において当選した者（当該選挙前に議員として前項の規定による報告を行っている者を除く）は、当該選挙の当選証書の交付を受けた日から60日以内に納付状況報告書に前項の証明書類を添えて議長に提出しなければならない。

参考として、議長は、第2項の規定により提出された納付状況報告書を当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。

4項、市民は議長に前項の規定により保管されている納付状況報告書の閲覧を請求することができる。ただし、第1項及び第2項の証明書類は閲覧の対象としないというのを5条、6条、7条で加えてはどうかという提案です。

○設楽健夫委員長

時間がもう5時に近くなっていますので、今日までの内容において、矢口議員から提出されているかすみがうら市議会議員の政治倫理条例については、この条例のほうについては全て議論が終結したということで、ただし、追加で、来栖委員が提出している3案件ね、それと市長の第7項の案件については、これをどうするかという議論を20日にしていきたいと思います。矢口案件については、整理して承認していただいて、24日の議会のほうに提出する段取りで進めていきたいというふうに思いますけれども、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

20日に条例案をつくります。

報酬も含めて、追加案件についての4件についてはまた議論をしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、これで本日の日程が全部終了しました。

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度をもちまして終了したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

ありがとうございます。

次回は、20日1時半からこの場で再開をしていきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

閉 会 午後 4時53分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会

委員長 設 楽 健 夫